

副本

平成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原 告 三輪唯夫 ほか3名

被 告 国 ほか1名

第3準備書面

令和元年5月13日

岐阜地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告国指定代理人 岡部直樹

廣兼昌久

長谷川広明

田畠

近藤治彦

奥村神奈

大澤一輝

正木伊絹

石森光輝

森達彦

渡邊圭

被告国は、原告らの2019（平成31）年4月1日付け訴状訂正申立書（以下「訴状訂正申立書2」という。）の提出を受けて、以下のとおり主張する。

第1 はじめに

原告らは、前回進行協議期日において、裁判所から、主張の方針を検討の上、平成31年4月1日までにその方針に沿った主張書面を提出することを求められていたところ、訴状訂正申立書2を提出した。

原告らは、訴状において、被告国に対し、別紙物件目録2記載の情報の抹消を求めているところ、訴状訂正申立書2は、被告国との関係においては、訴状別紙目録2を訂正するものである。

しかしながら、原告らは、既に、2018（平成30）年4月16日付け訴状訂正申立書によって、訴状別紙目録2を訂正していたところ、訴状訂正申立書2の別紙物件目録2は、例えば、原告三輪唯夫に関し、「(3) 上記以外の個人情報」として「上記(1)及び(2)を除く、原告三輪唯夫に関するその他一切の個人情報、行動記録などを記載した文書及び磁気データ、並びに収集した文書及び磁気データ」（傍線は引用者による。）と記載するなど、結局は、警察庁警備局が保管している原告らに関する一切の情報の抹消を求めていることになるから、従前の請求の趣旨と何ら変わりがない。

そこで、被告国は、原告らが、情報の種類・性質、収集方法、保有の根拠・態様などを問うことなく、警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報の抹消を求めているものと解し、以下のとおり反論する。

第2 原告らの被告国に対する請求に係る訴えは、請求が特定されておらず、不適法であること

原告らは、情報の種類・性質、収集方法、保有の根拠・態様などを問うことなく、警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報の抹消を求めている

ものと解され、原告らの従前の主張と何ら変わるものではないから、答弁書第2（3及び4ページ）、被告国第1準備書面第2の2（3ページ）及び被告国第2準備書面第1（2及び3ページ）で述べたとおり、依然として、原告らの被告国に対する訴えは、請求の趣旨及び原因により請求が特定できておらず、不適法なものである。

第3 原告らの被告国に対する請求が認容される余地は無いこと

一つの行政機関が保有する個人情報であっても、情報自体の種類・性質（例えば、秘匿性の高さ等）、情報の収集方法（例えば、インターネット上で公開されているなど何人も入手可能な情報もある。）、保有の根拠や必要性、保有の態様等は、当然に異なり得るから、これらを問うこと無く、特定の行政機関が保有する特定の個人に関する情報の一切を抹消せよとの請求が不当であることは明らかであって、そのような請求が認められる余地は無い。

当然ながら、原告らが引用する裁判例を含め、一般論としても、このような請求が認められ得ることを認めた裁判例も見当たらない。

すなわち、最高裁判所平成20年3月6日第一小法廷判決（民集62巻3号665ページ・住基ネット訴訟最高裁判決）（訴状第3の1・7ページ等）は、「住民基本台帳からの原告らの住民票コードの削除」と抹消を求める対象の情報が特定されていた事案であり、その上で原告らの請求は棄却されている。また、東京地方裁判所平成25年5月28日判決（判例地方自治379号57ページ）（原告らの2018（平成30）年8月20日付け第9準備書面第3の3(5)・8ページ）も、「警視庁警察官が平成22年3月6日に撮影した原告の顔写真及び採取した指紋のデータの削除」と抹消を求める対象の情報が特定されていた事案であり、その上で、一般論としても「国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合」には人

格権に基づく当該情報の抹消を請求し得ると判示しているにすぎない。そして、盛岡地方裁判所平成26年4月11日判決（判例時報2232号80ページ）（原告らの2018（平成30）年8月20日付け第9準備書面第3の3（5）・同ページ）は、公開検索記事のウェブサイトからの削除を求めた事案であり、保有情報自体の抹消を求める事案ではなく、一般論としても人格権に基づく保有情報の削除請求の可否については何ら判示していない。更に、東京高等裁判所昭和63年3月24日判決（判例時報1268号15ページ）（原告第10準備書面第2の1（1）・4ページ）は、「原告についての身上調査票の記載中、『逃亡』とある部分」と抹消を求める対象の情報が特定されていた事案であり、その上で、一般論としても「他人の保有する個人の情報が、眞実に反して不当であって、その程度が社会的受容限度を超え、そのため個人が社会的受容限度を超えて損害を蒙るときには、その個人は、名誉権ないし人格権に基づき、当該他人に対し不眞実、不当なその情報の訂正ないし抹消を請求し得る場合がある」と判示しているにすぎないし、その原審である東京地方裁判所昭和59年10月30日判決（判例時報1137号29ページ）（原告第10準備書面第2の1（1）・4ページ）も「個人情報が当該個人の前科前歴、病歴、信用状態等の極めて重大なる事項に関するものであり、かつ、右情報が明らかに事実に反するものと認められ、しかもこれを放置することによりそれが第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合には（中略）人格権に基づき右個人情報中の事実に反する部分の抹消ないし訂正を請求しうる」と判示しているにすぎず、原告らが引用するその余の裁判例は、そもそも個人情報の抹消を求めた事案ですらない。

したがって、原告らが引用する裁判例をもってしても、警察庁警備局が保有する原告らに関する一切の情報を抹消せよという抹消を求める対象の情報が特定されていない原告らの請求が認容される余地は無い。

第4 結語

以上のとおり、原告らの被告国に対する本件訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであるが、仮に本案に関する審理がなされたとしても、原告らの被告国に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上